

浜松市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る提出書類チェック表

(登録番号) 浜松第 号
(住宅名)

番号	提出書類名	付箋番号	備考	チェック
表紙	(登録申請) サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書		(登録申請書) 国のHPで入力した時の事業登録申請書(別記様式第一号)になります。	
1	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則別記様式第1号に付する別紙	1	インターネット(国のHP)で入力した時の事業登録申請書(別記様式第一号)の次にある別紙を印刷してください	
2	縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図	2	確認申請等に添付する各階平面図方位と縮尺等を記入してください。 建築面積・延べ面積の求積表を明示 A3版	
3	サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類	3	加齢対応構造のチェックリスト【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に規定する書類】 新築・改修の場合：省令第64号第34条第1項に規定するチェックリスト 既存改良で法第54条第1号ロの基準をそのまま適用できない場合：省令第2号第10条に規定するチェックリスト ※なお、建築士による作成が原則ですが、前回登録時等のチェックリスト作成以降現在に至るまで、加齢対応構造等に影響を及ぼすような工事等を一切行っていない場合は、申請者が現地確認した上で、前回登録時のチェックリストの写し最終ページの余白に下記のとおり申請者が証明したもので可とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <input checked="" type="checkbox"/> 登録の更新を受けようとする建物の状況は、令和〇年〇月〇日時点で、上記のとおりであることを誓約します。 </div>	
4	入居契約に係る約款	4	居住部分が明示されたもの、(家賃等の前払金を除くほか)権利金その他の金銭を受領しない契約、家賃等の前払金返還債務の金額の算定方法が明示された契約、入居後の一定期間に契約解除や死亡により終了した場合に家賃等の前払金を返還する契約、入院等で契約解除することができないもの等が書面に記載されているもの(法第7条第1項6号に適合)	
5	サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類	5	サービス(安否確認・生活相談・食事・介護・家事・健康管理等)に関する委託契約書 ※未定の場合、後日提出でも可(決まり次第、ご提出ください)	
6	法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類(第10号)(前払い金の受領がない場合は、不要)	6	入居者との契約、工事完了前の家賃等の前払金について必要な保全措置	
7	その他市長が必要と認める書類(第12号)	7-1	入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト(別紙4)※国のHPにあります。	
		7-2	法第七条第一項第五号及び規則第11条第1項の基準※に適合していることが分かる書類 ※原則として365日、日中に資格者が専任で概ね9時から17時に常駐し生活相談サービス・安否確認サービスを提供する体制を整えていることが分かるもの。 (例：状況把握サービス及び生活相談サービスに専任で従事する者の一覧が分かる直近1ヶ月のサービス付き高齢者向け住宅単体の勤務表 なお、上記には ・勤務表に日中常駐を担当する者の資格種別を明記 または ・状況把握サービス及び生活相談サービスを行う法人が規則第11条第1号イに掲げる法人であることが登録申請書等で確認できることが必要です。)※登録申請書別紙の「状況把握及び生活相談サービスの内容」のサービスを提供する者の人数等の記載と整合性をとってください。 ※未定の場合、決まり次第ご提出ください。 ※規則第11条第1号ロに係る資格者証の写しについては、立入検査時に確認しますので、整理をお願いします。	
		7-3	浜松市における運用基準に適合することを証する以下の図面(2の図面と兼用可) ・各住戸の専用部分の面積を示す求積図及び求積表 ・共用部分の面積を示す求積図及び求積表 ※平面図上で面積算入した共用部分を色塗り等して図示すること ※各住戸の専用部分が全て2.5㎡以上で、設備が揃っている場合は共用部分の求積は不要 ・設備基準への適合を示す図面 ・状況把握サービス及び生活相談サービスを行う者が、常駐する箇所が分かるよう色塗り等で図示すること	
		7-4	登録申請者又は登録事業者(法人の場合、役員)の住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別を記載した名簿	
			その他状況に応じて、市から追加書類の提出を求める場合があります。	

※ 水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2に基づく提出書類

避難確保計画 ※浸水想定区域又は土砂災害(特別)警戒区域に指定されている施設のみ ※登録時のみ提出(更新登録時等は不要)	<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画作成届出書 避難確保計画(避難経路図を忘れずに添付) 作成方法等詳細は「要配慮者利用施設における水害・土砂災害対策への取組について(令和2年6月16日付け浜鏡高第145号)」及び浜松市HPをご参照ください。 ※未定の場合、後日提出でも可 (決まり次第、事業開始日までにご提出ください)
--	---